

施設利用規約～ご利用申込の前に必ずお読みください～

(利用目的)

●OSAKA UMEKITA DORNEスペースは、ドローンの飛行やドローンスクール、ドローンに関するイベント等の目的で利用できます。利用者は事前に利用目的や内容を申込書に記入してください。内容によっては、確認をさせていただくことがあります。

(利用時間等)

●利用時間は1時間帯あたり50分間とします。お申込み時間内の利用を厳守していただき、退出時間がきましたら速やかに退出して下さい。

●雨天・降雨等やむを得ない理由により利用ができない場合は、少なくとも開始30分前までにお電話ください。その際に振替日時を再度設定いたします。

(会場利用制限)

●利用者は、第三者に会場の利用権の全部または一部の譲渡・転貸することはできません。判明した場合は、今後一切、OSAKA UMEKITA DORNEの利用を許可いたしません。

●利用申込決定後または、利用中においても、次の場合には利用の取消または利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当社は一切の責任を負いません。また未経過分の利用料の返還は行いません。

- 申込書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。
- 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
- 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘などをした場合。
- 集団的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
- 注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- 危険物持込、人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失した場合。
- 商品を不特定の消費者に販売する目的で利用する場合。
- 周囲に迷惑を及ぼす、又はそのおそれがある場合。

(免責及び損害賠償)

●利用中の展示物及び利用者・来場者・受講者等が持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。

●天変地異、関係各省庁からの指導、その他当社の責に帰さない事由により利用が中止されたとき損害について一切の責任を負いません。

●建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求します。

●利用者が本規約に違反したことにより当社が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求します。

●当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当社は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。

(安全管理)

- 飛行させるドローンは同時に1機とします。
- ドローンを操縦する際は操縦スペース（飛行スペース前室）にて行ってください。
- ドローンが停止していることを確認し、操縦スペースから飛行スペースにお入りください。
- 利用中は、利用者の責任の下に事故・防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- 会場の保安全管理の必要があると判断した場合、立入ることがあります。また防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。
- 危険物の持ち込みは一切できません。

(荷物の搬入出及び預かりについて)

- 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損につきましては、一切関知しません。
- 荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

(利用後の原状回復)

- 会場内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させ、原状回復に実費や工数がかかる場合は、実費にて請求いたします。
- 利用終了にあたり、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

(規約の変更)

- 規約の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。

規約作成日 平成 30 年 3 月 20 日

株式会社 E・C・R

